

第三十五号議案

江戸川区新左近川マリーナ条例を廃止する等の条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区新左近川マリーナ条例を廃止する等の条例  
(江戸川区新左近川マリーナ条例の一部改正)

第一条 江戸川区新左近川マリーナ条例(平成五年三月江戸川区条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十六条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十九条中「第二十三条」を「第二十六条」に、「第二十四条第二号」を「第二十七条第二号及び第三号」に改める。

(江戸川区新左近川マリーナ条例の廃止)

第二条 江戸川区新左近川マリーナ条例は、廃止する。

付 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(説明)

江戸川区新左近川マリーナを廃止するほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。